（参考 1）　　**特定給食施設等の届出関係フローチャート**

特定給食施設等に該当し、法律等に基づく届出や報告等の必要があるか確認しましょう。

届出　給食施設の必要な届出について確認しましょう。

特定かつ多数の者に対して、年間施設稼働日数の 2/3 以上の食事を供給する。

- いいえ → **特定給食施設等の届出の必要はありません。**
- はい ↓

1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する。（＝特定給食施設）

- はい ↓
- いいえ ↓

1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上の食事を供給する。（＝小規模特定給食施設）

- はい ↓
- いいえ ↓

特定給食施設等の届出の必要はありません。
特定・小規模特定給食施設以外の施設で、給食の栄養管理について相談がある場合には
※健康増進課までご相談ください。
※裏表紙参照

特定給食施設等の各種届出が必要です。

- 給食施設を開始する。 → **給食施設開始（再開）届**（第 1 号様式）を提出してください。
- 給食施設の届出内容を変更する。 → **給食施設変更届**（第 2 号様式）を提出してください。
- 給食施設を休止（廃止）する。 → **給食施設休止（廃止）届**（第３号様式）を提出してください。

◆　給食施設開始（再開）届提出後は、市より定期的な巡回指導や研修会等での情報提供を行います。

報告　給食施設の必要な報告について確認しましょう。

毎年 1 回、**給食施設栄養管理報告書**（第 7～11 号様式）を提出してください。

○　提出時期：毎年 1 月頃

○　報告期間：前年 1～12 月分

◆　開始届を提出した年の翌年以降の状況を報告してください。